

建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条)

一戸建て住宅			共同住宅等				非住宅建築物				
床面積 の合計	認定に係る評価方法		床面積 の合計	認定に係る評価方法		床面積 の合計	認定に係る評価方法				
	登録住宅性能評価機関等が認定基準に適合すると認められたもの	その他のもの		登録住宅性能評価機関等が認定基準に適合すると認められたもの	その他のもの		登録住宅性能評価機関等が認定基準に適合すると認められたもの	その他のもの			
		誘導仕様基準によるもの			その他のもの			誘導仕様基準によるもの	その他のもの	モデル建物法によるもの	その他のもの
200㎡未満	5,600円	20,100円	39,100円	300㎡未満	11,000円	37,600円	78,700円	300㎡未満	11,000円	99,200円	259,000円
				300㎡以上 2,000㎡未満	23,200円	65,000円	131,200円	300㎡以上 1,000㎡未満	19,000円	126,300円	324,500円
								1,000㎡以上 2,000㎡未満	30,700円	166,200円	418,900円
				2,000㎡以上 5,000㎡未満	51,400円	117,600円	223,400円	2,000㎡以上 5,000㎡未満	91,600円	269,000円	597,700円
200㎡以上	21,600円	43,700円	5,000㎡以上 10,000㎡未満	91,800円	177,800円	320,100円	5,000㎡以上 10,000㎡未満	144,900円	351,100円	736,200円	
			10,000㎡以上 25,000㎡未満	147,700円	326,500円	630,100円	10,000㎡以上 25,000㎡未満	182,900円	421,900円	870,100円	
			25,000㎡以上 50,000㎡未満	223,500円	552,300円	1,114,700円	25,000㎡以上 50,000㎡未満	228,600円	495,000円	992,600円	
			50,000㎡以上	339,400円	968,800円	2,048,600円	50,000㎡以上	319,900円	641,100円	1,237,700円	

備考

- 1 建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の申請（複数棟認定を除く）又は建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の建築物省エネ法第34条第1項の認定若しくは建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、複数棟認定でないもの）について当表を適用する
- 2 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合（以下この備考並びに別表第8の2及び別表第9において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。）については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関
 - (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
- 4 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）の基準に適合することを確認することをいう。
- 5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。
- 6 申請に係る建築物が複合建築物（非住宅部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物）の場合は、非住宅建築物に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じた金額に、一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じた金額を加算した額とする。
- 7 手数料詳細及び備考1以外の変更認定等のその他の手数料については東大阪市手数料条例第2条をご参照下さい。
- 8 「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。
- 9 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。